

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定 (会計課)	543
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の変更 (高齢者支援課)	546
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止 (〃)	547
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 (〃)	548
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止 (地域福祉推進課)	549
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	〃
○落札者の決定 (保健環境研究所)	550
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○港湾施設の供用廃止 (港湾企画課)	〃

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局)	〃
○Z E T - v a l l e y オフィス (仮称) の施設活用団体の募集 (産業振興課)	551
○土地改良区の定款変更の認可 (山城広域振興局)	〃
○土地改良事業計画の変更認可 (〃)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、南丹土木事務所)	552

選挙管理委員会

○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	〃
-----------------------	---

告 示

京都府告示第374号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により知事が指定する指定納付受託者は、次のとおりとする。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名称	住所又は事務所の所在地	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指 定 年 月 日
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る 東塩小路町731	京都スタジアム寄附金	令 4. 4. 1
		府立医科大学、府立大学の教育・研究環境整備に係る寄附金	
		文化財を守り伝える京都府基金寄附金	
		京都府母校応援ふるさと寄附基金寄附金	
		手数料のうち京都府警察が処理する事務に係るもの（以下「警察手数料」という。）	
		京都版市町村連携型ふるさと納税	
		ドナルド・マクドナルド・ハウス京都開設資金寄附金	
京都クレジットサービス株式会社	〃	京都スタジアム寄附金	〃
		文化財を守り伝える京都府基金寄附金	
		京都府母校応援ふるさと寄附基金寄附金	
		府立医科大学、府立大学の教育・研究環境整備に係る寄附金	
		京都版市町村連携型ふるさと納税	
		ドナルド・マクドナルド・ハウス京都開設資金寄附金	
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1 の1	文化財を守り伝える京都府基金寄附金	〃
		i P S細胞による再生医療等の技術開発応援プロジェクト寄附金	
		京都版市町村連携型ふるさと納税	
P a y P a y株式会社	東京都千代田区紀尾井町1の 3	京都府立体育館条例（昭和46年京都府条例第21号）別表の2の表に掲げるトレーニング場の使用料	〃
		京都府立郷土資料館条例（昭和57年京都府条例第18号）別表の1の表に掲げる展示室観覧料	
		京都府立農芸高等学校及び京都府立海洋高等学校に係る生産物売払収入	
		京都版市町村連携型ふるさと納税	
S Bペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7の1	スマート申請サービスを利用して納付する手数料及び当該申請に係る書類の送付に要する費用	〃
		京都版市町村連携型ふるさと納税	
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山5の1の22 青山ライズスクエア	警察手数料	4. 5. 1
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目33の 5	なし	〃

株式会社寺岡精工	東京都大田区久が原五丁目13の12	京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第118条に規定する狩猟税（以下「狩猟税」という。）	4. 6. 1
		手数料	
		京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）別表の2の（その3）の表に掲げる使用料（以下「都市公園使用料」という。）	
		京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）別表行商、募金、案内その他これらに類するものの項、写真の撮影の項、映画の撮影の項及び集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものの開催の項に掲げる使用料（以下「自然公園使用料」という。）	
インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目1	狩猟税	4. 8. 23
		手数料	
		都市公園使用料	
		自然公園使用料	
株式会社日本決済情報センター	東京都港区虎ノ門三丁目8の27	狩猟税	〃
		手数料	
		都市公園使用料	
		自然公園使用料	
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋四丁目5の15	警察手数料	〃
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2の1	〃	4. 8. 25
株式会社D G フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5の7	狩猟税	4. 8. 31
		手数料	
		文化財を守り伝える京都府基金寄附金	
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26の20 関電不動産渋谷ビル8階	京都市市町村連携型ふるさと納税	5. 9. 13
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14の1	〃	5. 9. 27
株式会社N T T データ	東京都江東区豊洲三丁目3の3	京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）別表第1の74の項から78の項までに掲げる手数料	5. 9. 28



京都府告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人から、次のとおり変更の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事務所の名称及び所在地	指定申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	変更年月日
新 社会福祉法人京都福祉サービス協会西七条ケアマネステーション 京都市下京区西七条八幡町29	社会福祉法人京都福祉サービス協会 京都市中京区壬生御所ノ内町39の5 理事長 宮路 博	令 6. 7. 1
旧 社会福祉法人京都福祉サービス協会 西七条事務所 京都市下京区西七条八幡町29		

京都府告示第376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年 月 日
モリタ薬局北店	宇治市羽拍子町36の1 クレアール1F	株式会社エム・エム・シー	令 6. 6. 1
モリタ薬局小倉店	〃 小倉町神楽田16	〃	〃
訪問看護ステーション薬	〃 伊勢田町南遊田6の21	株式会社絆	6. 6. 7
ひしょう訪問看護ステーション	城陽市寺田東ノ口17の192	合同会社飛翔庵	5.11. 1
訪問看護ステーションこころ城陽	〃 平川茶屋裏36 グリーンサム壺番館1211	株式会社モノリス	6. 6. 1
おもかげ在宅神部クリニック	長岡京市神足3の4の8 神部整形外科2F	神部 宏幸	6. 7. 1
医療法人社団石鎚会石丸医院	京田辺市田辺中央6丁目3の2 マジェスティ・セントラルビル2F	医療法人社団石鎚会	6. 6. 1
医療法人社団渡部眼科高の原駅前眼科	木津川市相楽台1丁目1の1 イオンモール高の原1F	医療法人社団渡部眼科	6. 7. 1
訪問看護ステーションこころ	〃 〃 5丁目8の2の103	株式会社モノリス	6. 6. 1
おとくに訪問看護リハビリステーション	乙訓郡大山崎町大山崎斗加坪1の52	株式会社ゆうき	6. 7. 1
アピス薬局岩滝店	与謝郡与謝野町字男山474の2	株式会社ウイズ	6. 6. 1

京都府告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年 月 日
新 訪問看護リベル京都南	新 八幡市八幡月夜田79の3 ホスピス対応型住宅リベル京都南110号、112号	株式会社リベルケア	令 6. 1. 1
旧 訪問看護ステーションあおい	旧 〃 〃 三本橋1の7 三本橋貸家3号室		
まみーる一む訪問看護ステーション	新 京田辺市大住ケ丘1丁目16の5 大隈ビル3階E号室 旧 〃 三山木西ノ河原57 カルチェヴィラ吉勇101号室	特定非営利活動法人にじいろ笑がお	6. 4. 1

京都府告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年 月 日
モリタ薬局北店	宇治市羽拍子町36の1 クレアール1F	森田 英樹	令 6. 5. 31
モリタ薬局小倉店	〃 小倉町神楽田16	〃	〃
調剤薬局ツルハドラッグ宇治徳洲会病院前店	〃 槇島町一ノ坪46の1	株式会社ツルハ	6. 5. 19
亀岡医院	城陽市枇杷庄鹿背田87	亀岡 信彰	6. 5. 31
訪問看護ステーションこころ城陽	〃 平川茶屋裏36 グリーンサム壺番館1211	株式会社オアシス	〃
医療法人社団石鎚会石丸医院	京田辺市興戸南落延23	医療法人社団石鎚会	〃
小国歯科医院	京丹後市峰山町杉谷934	小国 栄一	〃
アピス薬局岩滝店	与謝郡与謝野町字男山474の2	株式会社アピスファーマシー	〃

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

医療機関の名称	所在地	開設者名	休止年月日
原田内科医院	宇治市菟道丸山38の11	原田 秀歳	令 6. 5. 28
原田医院	〃 〃 東隼上り5の38	〃	〃

京都府告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
特定非営利活動法人にじいろ笑がお	訪問看護・介護予防訪問看護	まみーるーむ訪問看護ステーション	新 京田辺市大住ケ丘1丁目16の5 大隈ビル3階E号室	令 6. 4. 1
			旧 〃 三山木西ノ河原57カルチュエヴィラ吉勇101号室	

京都府告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
廣田 幸希	北大路東洋鍼灸整骨院	京都市北区小山北上総町26 米田ビル1F	令 6. 6. 12
能勢 博史	くるまぎき接骨院	〃 右京区嵯峨朝日町13	6. 5. 1
高原 浩輝	永田東洋鍼灸整骨院	〃 伏見区東町212の1 ツインズスクエアウエスト1F	6. 6. 12

京都府告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
能勢 博史	つち川鍼灸整骨院鳥丸鞍馬口院	京都市上京区上御霊中町457	令 6. 4. 30
山下 祥吾	大塚鍼灸接骨院	亀岡市内丸町4の16	平 27. 3. 31

京都府告示第383号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
モリタ薬局北店	宇治市羽拍子町36の1 クレアール1F	株式会社エム・エム・シー	令 6. 6. 1
モリタ薬局小倉店	〃 小倉町神楽田16	〃	〃
訪問看護ステーション楽	〃 伊勢田町南遊田6 の21	株式会社紳	6. 6. 7
ひしよ訪問看護ステーション	城陽市寺田東ノ口17の 192	合同会社飛翔庵	5.11. 1
訪問看護ステーションこころ城陽	〃 平川茶屋裏36 グ リーンサム壺番館1211	株式会社モノリス	6. 6. 1
おもかげ在宅神部クリニック	長岡京市神足3の4の8 神部整形外科2F	神部 宏幸	6. 7. 1
医療法人社団石鎚会石丸医院	京田辺市田辺中央6丁目 3の2 マジェスティ・ セントラルビル2F	医療法人社団石鎚会	6. 6. 1
医療法人社団渡部眼科高の原駅前眼科	木津川市相楽台1丁目1 の1 イオンモール高の 原1F	医療法人社団渡部眼科	6. 7. 1
訪問看護ステーションこころ	〃 〃 5丁目8 の2の103	株式会社モノリス	6. 6. 1
おとくに訪問看護リハビリステーション	乙訓郡大山崎町大山崎斗 加坪1の52	株式会社ゆうき	6. 7. 1
アピス薬局岩滝店	与謝郡与謝野町字男山 474の2	株式会社ウイズ	6. 6. 1

京都府告示第384号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
新 訪問看護リベル京都南	新 八幡市八幡月夜田79の 3 ホスピス対応型住 宅リベル京都南110号、 112号	株式会社リベルケア	令 6. 1. 1
旧 訪問看護ステーションあおい	旧 〃 〃 三本橋1の 7 三本橋貸家3号室		
まみーの一む訪問看護ステーション	新 京田辺市大住ヶ丘1丁 目16の5 大隈ビル3 階E号室 旧 〃 三山木西ノ河 原57 カルチエヴィラ 吉勇101号室	特定非営利活動法人にじいろ笑がお	6. 4. 1

京都府告示第385号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
モリタ薬局北店	宇治市羽拍子町36の1 クレアール1F	森田 英樹	令 6. 5. 31
モリタ薬局小倉店	〃 小倉町神楽田16	〃	〃
調剤薬局ツルハドラッグ宇治徳洲会病院前店	〃 槇島町一ノ坪46の 1	株式会社ツルハ	6. 5. 19
亀岡医院	城陽市枇杷庄鹿背田87	亀岡 信彰	6. 5. 31
訪問看護ステーションこころ城陽	〃 平川茶屋裏36 グ リーンサム壺番館1211	株式会社オアシス	〃
医療法人社団石鎚会石丸医院	京田辺市興戸南落延23	医療法人社団石鎚会	〃
小国歯科医院	京丹後市峰山町杉谷934	小国 栄一	〃
アピス薬局岩滝店	与謝郡与謝野町字男山 474の2	株式会社アピスファーマシー	〃

京都府告示第386号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休 止年月日
原田内科医院	宇治市菟道丸山38の11	原田 秀歳	令 6. 5. 28
原田医院	〃 〃 東隼上り5の38	〃	〃



京都府告示第387号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
特定非営利活動法人にじいる笑がお	訪問看護・介護予防訪問看護	まみーるーむ訪問看護ステーション	新 京田辺市大住ケ丘1丁目16の5 大隈ビル3階E号室	令 6. 4. 1
			旧 〃 三山木西ノ河原57カルチェヴィラ吉勇101号室	



京都府告示第388号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
廣田 幸希	北大路東洋鍼灸整骨院	京都市北区小山北上総町26 米田ビル1F	令 6. 6. 12
能勢 博史	くるまざき接骨院	〃 右京区嵯峨朝日町13	6. 5. 1
高原 浩輝	永田東洋鍼灸整骨院	〃 伏見区東町212の1 ツインズスクエアウエスト1F	6. 6. 12



京都府告示第389号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
能勢 博史	つち川鍼灸整骨院烏丸鞍馬口院	京都市上京区上御霊中町457	令 6. 4. 30
山下 祥吾	大塚鍼灸接骨院	亀岡市内丸町4の16	平 27. 3. 31

京都府告示第390号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 業務の名称及び数量
イオンクロマトグラフ誘導結合プラズマ質量分析計
賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府保健環境研究所企画連携課
京都市伏見区村上天町395
- 落札決定日
令和6年7月1日
- 落札者の名称及び所在地
三菱HCキャピタル株式会社京都支店
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地
- 落札金額
21,723,240円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和6年5月17日

京都府告示第391号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 測量の地域
京都市右京区嵯峨北堀町地区の一部
- 測量の期間

- 令和6年7月1日から令和7年10月31日まで
- 測量の種類
公共測量（4級基準点測量）

京都府告示第392号

舞鶴港における港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で、令和6年7月26日から供用を廃止するものの概要は、次のとおりである。

令和6年7月26日

舞鶴港港湾管理者 京都府

代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

供用を廃止する施設

種類	位置	名称	数量及び能力
固定式荷役機械	舞鶴市字喜多	水平引込式ジブクレーン	数量 能力 2基 定格荷重 10トン

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 五味 肇
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス福知山店
福知山市篠尾新町三丁目88番ほか
- 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 五味 肇	令 6. 3. 1	設置者の代表者交代のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 五味 肇	〃	小売業者の代表者交代のため

- 2 届出年月日
令和6年7月5日
- 3 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年7月26日から令和6年11月26日まで
- 5 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



Z E T - v a l l e y オフィス（仮称）の管理運営について、施設活用団体を次のとおり募集する。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の概要
 - (1) 名称
Z E T - v a l l e y オフィス（仮称）
 - (2) 所在地
向日市寺戸町山縄手21番1、22番1、22番2及び22番90
※ 京都銀行JR向日町駅前ビル（仮称）の3階部分
 - (3) 規模
契約面積 401.25平方メートル（121.38坪）
- 2 貸付期間（予定）
契約締結日から令和12年3月31日まで
※ 更新の可能性あり
- 3 施設活用団体が行う主な業務
 - (1) スタートアップ企業の創業・集積拠点としての空

- 間構築業務
- (2) オフィス、会議スペース等の利用・賃貸に関する業務
- (3) スタートアップ企業の創業・集積拠点としての支援業務
- (4) 産学官住連携支援業務
- 4 施設活用団体の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
 - (1) 応募書類
申請書、施設運営計画書その他募集要項で指定する書類
 - (2) 募集期間
令和6年7月26日（金）から令和6年9月9日（月）まで
 - (3) 提出方法等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定の方法
提出された応募書類をもとに外部有識者から意見を聴取した上で、商工労働観光部公募型プロポーザル方式選定会議にて候補者の選定を行う。
- 7 その他
 - (1) この募集に関する詳細は、京都府商工労働観光部産業振興課のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sinko/news/r0607zet.html>）において定めるところによる。
募集要項については、京都府商工労働観光部産業振興課において、令和6年7月26日（金）から配布する。
 - (2) 問合せ先
京都府商工労働観光部産業振興課特区・イノベーション推進係
電話番号（075）414-4849



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、梅谷土地改良区の定款の変更を令和6年7月18日認可した。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊



土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業計画の変更については、令和6年7月18日認可した。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	地 区
梅谷土地改良区営土地改良事業（維持管理事業）	梅 谷



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年7月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市小倉町堀池53から55まで、市有地
（関連区域）
宇治市小倉町堀池39の2の一部、39の13の一部、
39の15の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市下京区河原町通五条東入御影堂町5
京都建物株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
南丹市八木町大藪折戸8
（関連区域）
南丹市八木町大藪折戸4の1の一部、4の19の一部、
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南丹市八木町大藪田中13
廣瀬 恭伸

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年7月26日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

京都府選挙管理委員会規程第5号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表3社会福祉法人清和園サービス付き高齢者向け住宅鳥羽十条南の項の次に次のように加える。

SOMPOケア株式会社有料老人ホームそんぼの家S西大路八条	同 南区吉祥院西ノ庄東屋敷町16の1
SOMPOケア株式会社有料老人ホームそんぼの家S東寺	同 南区唐橋琵琶町27

附 則

この規程は、公布の日から施行する。